

平成30年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について（概要版）

調査について

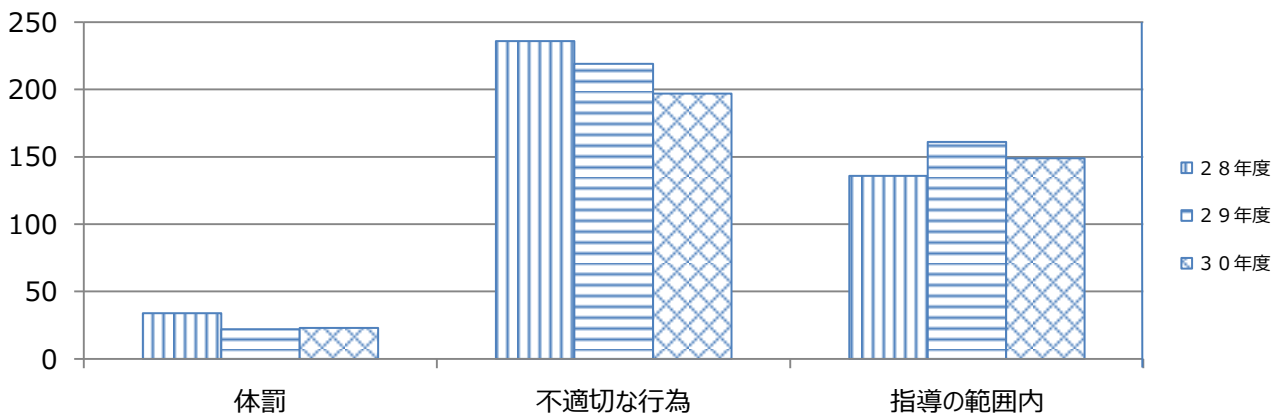
- 趣旨 体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握する。
- 対象 区市町村立及び都立学校全2,158校の校長、副校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調査を行った。
- 内容 平成30年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導（以下「体罰等」という。）又はその疑いのある事案について調査を行った。
- 方法 教職員・・・校長による聞き取り調査 児童・生徒・・・質問紙調査及び聞き取り調査
- 備考 この調査以外で判明し、報告があった平成30年度に発生した体罰等事案についても含めている。

1 体罰等の行為者数等について

	28年度	29年度	30年度	前年度差
学校設置数	2,167校	2,161校	2,158校	▲3校
本調査への報告のあった学校数	343校 (15.8%)	299校 (13.8%)	294校 (13.6%)	▲5校

態様別	28年度	29年度	30年度	前年度差
(1) 体罰	34人 (8.4%)	22人 (5.5%)	23人 (6.2%)	1人
(2) 不適切な行為	236人 (58.1%)	219人 (54.5%)	197人 (53.4%)	▲22人
(3) 指導の範囲内	136人 (33.5%)	161人 (40.1%)	149人 (40.4%)	▲12人
計	406人	402人	369人	▲33人

(人) 体罰等の態様別行為者数の推移について（過去3年間）



2 体罰の内容について

(※) 平成25年度に作成した「体罰関連行為のガイドライン」で示された体罰分類基準に基づく

	28年度	29年度	30年度	前年度差	
行為者別	教職員	29人	21人	23人	2人
	外部指導員等	5人	1人	-	▲1人
	卒業生・上級生等	-	-	-	-
場面別	授業等の教育活動中	24人	16人	17人	1人
	部活動中	10人	6人	6人	-
場所別	教室・職員室	10人	8人	9人	1人
	校庭・体育館	9人	6人	6人	-
	生徒指導室・廊下等	4人	1人	5人	4人
	その他（校外部活動を含む。）	11人	7人	3人	▲4人
体罰者別	教職員から体罰を受けた児童・生徒数	56人	23人	31人	8人
	外部指導員等から体罰を受けた児童・生徒数	6人	1人	-	▲1人
	卒業生・上級生等から体罰を受けた児童・生徒数	-	-	-	-
	体罰を受けた児童・生徒数 計	62人	24人	31人	7人

	28年度	29年度	30年度	前年度差	
傷 害 別	あざ・内出血等	1人	-	4人	4人
	鼻血・口内出血	3人	1人	-	▲1人
	擦過傷・切り傷	-	-	-	-
	骨折	-	-	-	-
	捻挫	-	-	-	-
	火傷	-	-	-	-
	その他	-	2人	1人	▲1人
	児童・生徒に傷害を負わせた行為者数 計	4人	3人	5人	2人
原 因 別	態度が悪い	12人	1人	9人	8人
	指示に従わない	10人	8人	7人	▲1人
	技能・知識が求める水準に達しない	5人	3人	2人	▲1人
	意欲が求める水準に達しない	1人	2人	2人	-
	問題行動を止めるため	2人	2人	2人	-
	その他	4人	6人	1人	▲5人
認 識 別	感情的になってしまった	20人	10人	12人	2人
	言葉でくり返し言っても伝えられなかった	7人	7人	5人	▲2人
	体罰と思っていなかった	2人	5人	4人	▲1人
	人間関係ができていたので許されると思った	3人	-	1人	1人
	体罰を行う以外考えられなかった	1人	-	-	-
	高い成績、成果の期待に応えようと思った	1人	-	1人	1人

課 題

- 体罰を行った者は、本調査を開始した平成24年度（182人）との比較では、約8分の1に減少しているが、前年度と比較してほぼ横ばいの状況である。（別冊詳細資料2頁下表参照）
- 体罰を受けた児童・生徒数が前年度と比較して増加している。（別冊詳細資料3頁右上表参照）
- 体罰の程度が著しい事案は、前年度と比較して増加しており、このうち、部活動中の事案については、前年度と比較して1件から3件に増加している。（別冊詳細資料9頁参照）

体罰等の根絶に向けた今後の主な取組

- 7・8月を体罰防止月間とし、本調査結果を踏まえた校内研修等を全公立学校で実施
- 体罰等を含むサービス事故の未然防止に向け、教職員のサービスに関するガイドライン、ふくむニュースレター等を、サービス事故防止研修等あらゆる機会を捉えて活用
- 全公立学校が体罰根絶の宣言を行い、ホームページ等で公表
- 部活動の教育的意義や体罰防止等に関するガイドラインを作成・配布
- 体罰等により懲戒処分を受けた者に対し、再発防止の観点から、アンガーマネジメント研修等を実施